

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第13号

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童クラブ条例（平成17年太田市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表太田市九合小第2放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

太田市九合児童館放課後児童クラブ	太田市飯塚町586番地2
------------------	--------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。